



# 島根県報

平成19年 7月20日 (金)

第 1,898 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則 (会 計 課) 2

### 告 示

青少年に観覧させてはならない興行 (青少年家庭課) 2

農業振興地域整備変更計画書の案の縦覧 (農業経営課) 3

保安林予定森林 (3件) (森林整備課) 4

解除予定保安林 (2件) ( " ) 5

森林法第189条の規定による告示及び掲示 ( " ) 6

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正 (水産課) 7

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正 ( " ) 8

島根県産業技術センター受託研究取扱要綱の廃止 (産業振興課) 8

島根県産業技術センター共同研究実施要綱の廃止 ( " ) 8

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (経営支援課) 8

道路の区域の変更 (道路維持課) 9

道路の供用開始 ( " ) 9

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (環境生活総務課) 10

特定計量器の定期検査の実施 (商工政策課) 10

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 11

### 特定調達公告

島根県立松江教育センター及び浜田教育センター研修用コンピュータ等機器の賃 (高校教育課) 12

貸借契約に係る一般競争入札の落札者等

### 公安告示

警備員指導教育責任者講習の実施 (2件) (警察本部) 12

### 雑 報

危険物取扱者試験の実施 (消防防災課) 16

### 正 誤

平成19年 3月30日付け島根県報号外第50号中 (人 事 課) 17

## 公布された条例等のあらまし

島根県会計規則の一部を改正する規則 (規則第66号)

### 1 規則の概要

(1) 県税の収納事務の委託基準並びに当該委託に関する手続及び収納金の払込方法を定めることとした。

(第21条・第31条・第31条の2・第31条の3・第31条の4・第132条関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第66号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条の3」を「第31条の4」に改める。

第18条第3項中「保健所、病院等」を「保健所等」に改める。

第21条第1項中「指定金融機関等」の次に「（通知書類が政令第158条第1項又は第158条の2第1項の規定により徴収又は収納の事務を委託した歳入に係るものであるときは、当該委託を受けた者を含む。）」を加える。

第31条第1項中「政令第158条第1項」の次に「又は第158条の2第1項」を加える。

第31条の2第1項中「歳入の徴収」を「政令第158条第1項の規定に基づく歳入の徴収」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 政令第158条の2第1項の規定に基づく収納の事務の委託を受けた者は、収納した収納金を契約に定めるところにより払い込まなければならない。

第31条の3第1項中「政令第158条第2項」の次に「（第158条の2第6項において準用する場合を含む。）」を加え、第3章中同条の次に次の1条を加える。

（県税の収納事務の委託基準）

第31条の4 政令第158条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる十分な事業規模を有し、かつ、経営状況が良好であること。
- (2) 電気料金、電信電話料金その他これらに類する料金等又は地方公共団体の公金の収納の事務を受託した実績を有していること。
- (3) 収納した県税を指定金融機関等に遅滞なく払い込むことができ、かつ、収納に係る事項を正確に記録し、及び県に遅滞なく報告することができる技術的な基礎を有していること。

第72条第4項中「第31条の2第2項」を「第31条の2第3項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

第132条第1項中「及び政令第168条の4第1項」を「並びに政令第158条の2第3項及び第168条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第598号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第13条第1項の規定に基づき、次の興行を青少年に観覧させてはならない興行として指定したので、同条例第27条の規定により告示する。

平成19年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定番号	種 類	題 名	配給会社名	指定の理由
10951	映画	後妻と息子 淫ら尻なくさめて	オーピー映画	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
10952	映画	人妻の衝動 不倫のあとさき	オーピー映画	
10953	映画	淫情 ~義母と三兄妹~	新東宝映画	
10954	映画	聴かれた女	トランスフォーマー	
10955	映画	ショートバス	アスミック・エース	
10956	映画	黒髪マダムレズ ~三十路妻と四十路熟女~	新日本映像	
10957	映画	奪う女 中出しの誘惑	オーピー映画	
10958	映画	新日本映像ニュース 黒髪マダムレズ ~三十路妻と四十路熟女~	新日本映像	
10959	映画	欲しがら和服妻 くわえこむ	新東宝映画	
10960	映画	浴衣教師 保健室の愉しみ	新日本映像	
10961	映画	男たちの夢音色	オーピー映画	
10962	映画	新日本映像ニュース 浴衣教師 保健室の愉しみ	新日本映像	
10963	映画	痴漢電車 びんかん指先案内人	オーピー映画	
10964	映画	巨乳熟女 とろける手ほどき	オーピー映画	
10965	映画	厚顔無知な恥母 紫の下着で...	新日本映像	
10966	映画	封印殺人映画	ムービーアイ・エンタテインメント	
10967	映画	パイプ屋の女主人 うねり抜く	オーピー映画	
10968	映画	新日本映像ニュース 厚顔無知な恥母 紫の下着で...	新日本映像	
10969	映画	銀行レディ エッチに癒して	オーピー映画	
10970	映画	キャバクラ嬢 しぼり出す指先	オーピー映画	
10971	映画	お葬式の義母 トイレで情事	新日本映像	
10972	映画	新日本映像ニュース お葬式の義母 トイレで情事	新日本映像	
10973	映画	不倫中毒 官能のまどろみ	オーピー映画	
10974	映画	特命シスター ねっとりエロ仕置き	オーピー映画	
10975	映画	新妻の寝床 毎晩感じちゃう	オーピー映画	
10976	映画	ザ・スワップ 新妻絶淫調教	新東宝映画	
10977	映画	恋愛の目的	エスピーオー	

## 島根県告示第599号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、出雲東部広域営農団地整備計画を変更しようとするので、同条第4項において準用する同法第11条第12項において準用する同条第1項の規定により告示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該出雲東部広域営農団地整備計画の変更案について意見を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13

条第4項において準用する同法第11条第12項において準用する同条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに島根県知事に対し、次の4及び5に定めるところにより意見書を提出することができる。

平成19年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類

出雲東部広域営農団地整備計画案及び変更理由書

2 縦覧の期間

平成19年7月20日から同年8月20日まで

3 縦覧の場所

島根県農林水産部農業経営課 松江市殿町1番地

島根県東部農林振興センター 松江市東津田町1741番地1

4 意見書の提出場所及び提出方法

3の場所に持参し、又は郵送すること。

5 提出された意見書の取扱い

意見書に対する個別の回答は行わず、当該出雲東部広域営農団地整備計画の変更を告示する際に、意見書の要旨及びその処理結果を併せて告示するものとする。

---

島根県告示第600号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町雪田1767、1768 - 4、1775 - 3、1777、1778 - 1、1778 - 2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第601号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町日貫95から103まで、103 - 1、104、105、105 - 1、122、123、123 - 2、3518 - 5、3518 - 7から3518 - 9まで、3518 - 13、3518 - 15、3522 - 1、3522 - 2、3523 - 1、3524、3525 - 1から3525 - 3まで、3526、3527 - 7

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第602号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年 7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町京覧原39 - 1、467 - 2、468、469 - 1、469 - 4

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、択伐による。

京覧原39 - 1、467 - 2、468、469 - 1（次の図に示す部分に限る。）、469 - 4

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第603号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年 7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除予定保安林の所在場所

雲南市吉田町吉田字川尻4376 - 35・4376 - 36・4376 - 47・4376 - 49・4380 - 37・4380 - 38（以上 6 筆国有林）、4376 - 1・4376 - 3・4380 - 19・4380 - 39（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第604号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市掛合町波多2231 - 235、2231 - 236

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第605号

平成19年島根県告示第502号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成19年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市三刀屋町六重943、945	荒川 清次郎	雲南市三刀屋町六重1065
雲南市三刀屋町六重928 - 13	案田 幸雄	雲南市木次町木次305
雲南市三刀屋町六重928 - 12	五木 和夫	雲南市木次町木次305
雲南市三刀屋町六重953、954 - 1、956 - 4、956 - 6、957、958 - 1、958 - 2、958 - 5、959 - 5 から959 - 8まで、960 - 1、960 - 9、963 - 29	岡田 為之助	雲南市三刀屋町六重400
雲南市三刀屋町六重971 - 19、971 - 31	小畑 源太郎	雲南市三刀屋町六重268
雲南市三刀屋町六重971 - 7、971 - 11	落合 徳次郎	雲南市三刀屋町六重149 - 2
雲南市三刀屋町六重971 - 12	落合 敬子	雲南市三刀屋町六重121 - 1
雲南市三刀屋町六重943、945	小川 隆夫	雲南市三刀屋町六重1086
雲南市三刀屋町六重963 - 25	坂上 晃	雲南市三刀屋町六重689

雲南市三刀屋町六重943、945	佐藤 行男	雲南市三刀屋町六重1049
雲南市三刀屋町六重966 - 8	清水 一利	安来市安来町1451
雲南市三刀屋町六重970 - 2、970 - 10	清水 嘉義	雲南市三刀屋町六重313
雲南市三刀屋町六重971 - 45	須山 昭紀	雲南市三刀屋町六重245
雲南市三刀屋町六重970 - 30	須山 勘太郎	雲南市三刀屋町六重245
雲南市三刀屋町六重971 - 45	須山 ヒデヨ	雲南市三刀屋町六重245
雲南市三刀屋町六重971 - 45	須山 トシエ	雲南市三刀屋町六重245
雲南市三刀屋町六重971 - 45	須山 ミドリ	雲南市三刀屋町六重245
雲南市三刀屋町六重971 - 45	須山 芳枝	雲南市三刀屋町六重245
雲南市三刀屋町六重943、945	曾田 廣	雲南市三刀屋町六重108 - 3
雲南市三刀屋町六重970 - 34	中野村信用販売 購買利用組合	雲南市三刀屋町中野213
雲南市三刀屋町六重971 - 34	藤原 万市	雲南市三刀屋町六重607
雲南市三刀屋町六重966 - 6	三上 愛子	松江山市山代町964
雲南市三刀屋町六重966 - 17	三上 泰蔵	雲南市三刀屋町六重329 - 1
雲南市三刀屋町六重956 - 5、956 - 7 から956 - 9 まで、690 - 2	三上 富雄	雲南市三刀屋町六重388 - 1
雲南市三刀屋町六重938 - 12、940 - 2	三上 千鶴子	雲南市三刀屋町六重964
雲南市三刀屋町六重963 - 22	平田 幸子	大阪府富田林市錦織193 - 3

2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

島根県告示第606号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成19年 7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中	年2.0%以内	を	年2.1%以内	に改める。
	年2.15%以内		年2.25%以内	
	年2.0%以内		年2.1%以内	

附 則

- 1 この告示は、平成19年 7月20日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成19年 7月20日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第607号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。  
平成19年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条第2号中「2.0パーセント」を「2.1パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年7月20日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成19年7月20日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第608号

島根県産業技術センター受託研究取扱要綱（昭和63年島根県告示第469号）は廃止し、平成19年7月20日から施行する。

平成19年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第609号

島根県産業技術センター共同研究実施要綱（昭和63年島根県告示第470号）は廃止し、平成19年7月20日から施行する。

平成19年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第610号

平成19年島根県告示第428号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成19年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヒマラヤ松江店 島根県松江市東朝日町35
- 2 意見の概要  
駐車場の収容台数変更、及び出入り口数、並びに位置の変更に伴い、周辺の住環境に対し、特に次の2点について配慮願いたい。
  - (1) 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に騒音等については環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないようにすること。
  - (2) また、早朝・深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に注意し、苦情等があった場合は事業者の責任において速やかに対処すること。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工課（島根県松江市末次町86）

4 縦覧期間

告示の日から 1 月間

島根県告示第611号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 7 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	吉田邑南線	邑智郡邑南町山田480番6地先から同町出羽1番1地先まで	前	メートル 10.00～ 22.00	メートル 357.00	交通安全工事 拡幅
			後	10.00～ 24.00	357.00	
"	大田桜江線	邑智郡川本町大字田窪288番1地先から同大字321番1地先まで	前	6.00～ 21.00	60.00	災害復旧工事 減幅 仮設道撤去
			後	5.00～ 9.00	60.00	

島根県告示第612号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年 7 月 20 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県 道	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字川本2867番2地先から同地先まで	メートル 14.00	平成19年 7月20日	県央県土整備事務所	
"	大田桜江線	邑智郡川本町大字北佐木451番3地先から同地先まで	11.00	平成19年 7月20日		
"	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町中村早椎ヶ谷ノ一707番1地先から同町中村上荷場谷849番5地先まで	1,972.85	平成19年 7月22日	隠岐支庁県土整備局	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成19年7月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 湯の郷たまゆ

3 代表者の氏名

周藤 實

4 主たる事務所の所在地

島根県松江市玉湯町玉造1419番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、玉湯地区の観光産業を含めた「産業振興」と、地域全域の「環境づくり」をテーマに据えて活動を行うとともに、玉湯地区のみならず、松江市全体や周辺及び関係市町村との連携も視野に入れながら、他地域と協調して地域全体の活性化に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成19年7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に規定する非自動はかり（第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号及び第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	検査場所	検査区域
11月19日から12月18日まで	特定計量器の所在の場所	江津市、吉賀町、出雲市、津和野町

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請

書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
9月3日から11月9日まで	特定計量器の所在の場所	江津市、吉賀町、出雲市、津和野町

備考 この検査を受けようとするものは、特定計量器検定検査規則第39条第 2 項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)及び(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
江津市	9月3日	13時から16時まで	江津市役所
	9月4日	9時30分から16時まで	
	9月5日	10時から15時30分まで	
	9月6日	10時から16時まで	
	9月7日	9時から14時30分まで	
吉賀町	9月11日	9時30分から15時30分まで	吉賀町役場
	9月12日	10時から16時まで	
	9月13日	9時30分から11時30分まで	
出雲市	9月25日	10時30分から15時まで	出雲市役所
	9月26日～28日	10時から15時30分まで	
	10月1日	10時30分から15時30分まで	
	10月2日～5日	10時から15時30分まで	
	10月9日	10時から16時まで	
	10月10日	10時30分から15時30分まで	
	10月11日	10時から15時30分まで	
	10月12日及び15日～19日	10時から16時まで	
津和野町	11月6日～8日	10時から16時まで	津和野町役場
	11月9日	10時から11時30分まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成19年 7月20日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市田頼町字本郷284番 1、284番 3

面積 2,050.83平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市田頼町151番地

高塚 正紀

### 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成19年7月20日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

- 1 件名  
島根県立松江教育センター及び浜田教育センター研修用コンピュータ等機器の賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県教育委員会高校教育課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成19年6月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社中国支店 広島県広島市南区段原南一丁目3番53号
- 5 落札金額  
81,888,975円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成19年5月18日

### 公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第80号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

平成19年7月20日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

- 1 実施する講習
  - (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
  - (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）
- 2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実 施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「新規取得講習1号」という。）	平成19年9月11日（火）から同月20日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）	9：00～17：00	松江市殿町158番地 島根県民会館
	同月21日（金）	9：00～12：00	松江市殿町2番地

			島根県第二分庁舎
法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務（以下「新規取得講習 3 号」という。）	平成19年 9 月11日（火）から同月19日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）	9 : 00 ~ 17 : 00	松江市殿町158番地 島根県民会館

3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務（以下「追加取得講習 1 号」という。）	平成19年 9 月14日（金）	13 : 00 ~ 17 : 00	松江市殿町158番地 島根県民会館
	同月18日（火）から同月20日（木）まで	9 : 00 ~ 17 : 00	
法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務（以下「追加取得講習 3 号」という。）	平成19年 9 月14日（金）	13 : 00 ~ 17 : 00	
	同月18日（火）から同月19日（水）まで	9 : 00 ~ 17 : 00	

4 講習定員

- (1) 新規取得講習 1 号  
15人
- (2) 新規取得講習 3 号、追加取得講習 1 号及び追加取得講習 3 号  
各 5 人

5 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近 5 年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

- (1) 受付期間

平成19年8月8日(水)から同月17日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の警察署

(3) 提出書類

ア 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書1通(写真(提出の日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼り付けたもの)

イ 5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各1通

ウ 5(1)アに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

エ 5(1)イに該当する者

5(1)イに掲げる合格証明書の写し

オ 5(1)ウに該当する者

5(1)ウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

カ 5(1)エに該当する者

5(1)エに掲げる1級の検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し

キ 5(1)オに該当する者

5(1)オに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ク 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し1通

コ 代理人が提出する場合にあつては、申込者本人の委任状

(4) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書を受理した後は申込みを取り消し又は受講しなかった場合でも還付しない。

ア 新規取得講習1号 47,000円

イ 新規取得講習3号 38,000円

ウ 追加取得講習1号 23,000円

エ 追加取得講習3号 14,000円

7 講習の委託

講習は、社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

(2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前8時30分から同8時50分までの間、追加取得講習にあつては講習初日の午後0時30分から同0時50分までの間、講習の受付を行う。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行うこと。

島根県公安委員会告示第81号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条の規定に基づく、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第

1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第2条の規定により告示する。

平成19年 7月20日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

1 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)	平成19年 9月14日(金)	13:00~17:00	松江市殿町158番地
	同月18日(火)から同月20日(木)まで	9:00~17:00	島根県民会館
法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」という。)	平成19年 9月14日(金)	13:00~17:00	
	同月18日(火)から同月19日(水)まで	9:00~17:00	

2 講習定員

- (1) 1号警備業務  
40人
- (2) 3号警備業務  
30人

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者

4 受講申込手続に関する事項

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

受講を希望する者は、島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話0852-25-8870)に事前に申込みを行い、受理番号を取得すること。

事前申込みにあたっては、次の点に注意すること。

- ㊦ 受付専用電話以外での受付は行わない。
- ㊧ 1回の通話で受け付ける人数は1人とする。
- ㊨ 申込みは、受付担当者からの質問に即答できる者が行うこと。即答できない場合は受け付けない。
- ㊩ 申込みは先着順に受け付け、講習定員に達したときは受付を締め切る。

イ 事前申込受付期間

- ㊦ 島根県内に住所を有する者又は島根県内の警備業者の営業所に属する者  
平成19年 8月 8日(水)から同月10日(金)までの午前9時から午後4時まで
- ㊧ 上記以外の者  
平成19年 8月 9日(木)から同月10日(金)までの午前9時から午後4時まで

(2) 受講申込書の提出

(1)により受理番号を取得した者は、次により受講申込書を提出すること。

ア 提出期間

平成19年 8月13日(月)から同月17日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

イ 受付場所

島根県内の警察署

ウ 提出書類

- ㊦ 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書1通(写真(提出の日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼り付けたもの)
- ㊧ 旧資格者証の写し1通
- ㊨ 代理人が提出する場合にあっては、申込者本人の委任状

(3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書を受理した後は申込みを取り消し又は受講しなかった場合でも還付しない。

ア 1号警備業務 23,000円

イ 3号警備業務 14,000円

5 講習の委託

講習は、社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

6 その他

- (1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (2) 講習初日の午後0時30分から同0時50分までの間、講習の受付を行う。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0852-26-0110内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行くこと。

雑 報

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成19年度第2回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第56条第1項の規定に基づき公示する。

平成19年7月20日

財団法人消防試験研究センター理事長 白谷 祐二

1 試験の種類

- 甲種危険物取扱者試験
- 乙種危険物取扱者試験
- 丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時
  - 平成19年10月28日(日) 丙種の試験 9時45分から
  - 甲種・乙種の試験 13時00分から

(2) 試験の場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、隠岐の島町

3 受験手続

- (1) 受験願書提出先
  - 財団法人消防試験研究センター島根県支部(持参又は郵送のこと。)
- (2) 受験願書受付期間
  - 平成19年8月28日から9月11日まで(郵送の場合は、9月11日の消印有効。)
- (3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円

乙種危険物取扱者試験 3,400円

丙種危険物取扱者試験 2,700円

#### 4 その他

##### (1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、東部・西部県民センター（事務所）、各消防本部、各地区危険物保安協会

##### (2) 郵送により請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手をはった請求者あて先明記の返信用角型 2 号封筒（A 4 サイズ）を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

##### (3) 問合せ先

〒690 - 0882

松江市大輪町420 - 1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話0852 - 27 - 5819 FAX0852 - 25 - 8242

---

正

---

誤

---

平成19年 3 月30日付け島根県報号外第50号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
7	下から 7	第75条	第75条第 1 項の表
	下から15	第75条	第75条第 1 項の表

